

平成 31 年 3 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 平成31年 3 月 5 日 午後 2 時00分
閉 会 平成31年 3 月 5 日 午後 3 時00分

2 出席委員等

橋本 教育長 上原 委員 安藤 委員

千 委員 小畑 委員 安岡 委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

小橋 教育次長

前川 教育監

西村 管理部長

細野 指導部長

立久井 指導部理事

大路 総務企画課長

村山 教職員人事課長

下村 総務企画課副課長

片又 総務企画課副課長

貴島 総務企画課総括指導主事

岡 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

(7) 第5号議案 平成31年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【大路総務企画課長の報告】

- 平成31年2月府議会定例会提出見込議案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案1件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告する。
- 「第5号議案 平成30年度京都府一般会計補正予算(第9号)」については、人件費及び事業費の最終的な見通しが立ったことから減額補正をするものである。
- 人件費については、教職員の特別退職者が当初の見込みより30名程度減になったこと等により、「公立学校教職員退職手当」が減になったこと、事業費については、利用者の実績に応じて、「高校生等修学支援事業費」が減になったことが、それぞれ大きな要因となっている。
- 繰越明許費については、本来、予算は単年度主義であるが、例えば、工事が今年度内に完了しなかったときに、来年度に実施できるようにするため、議会の議決を得て補正し、来年度に執行できるようにするものである。
- 主なものを挙げると、「高等学校・特別支援学校校舎等整備費」は、全国的にブロック塀の改修が急増し、製品調達が困難になったため、「新設特別支援学校整備推進費」は、西日本豪雨により法面が崩れ、軟弱地盤対策工事等が必要になったため、「歴史的建造物等保存修理事業費」は東福寺ほか11件で工事の執行に予定以上の時間がかかっているため、「文化財災害復旧事業費」は、昨年度の重なる災害による業者不足等により年度内の事業実施が困難になったため、「庁舎等災害復旧費」は、昨年の台風災害に係る国の災害査定官が、全国各地を回っている中で調査が予定よりも遅れてきた、あるいは不測の日数を要したため、やむを得ず繰越を行うものである。

【質疑応答】

- 小畑委員
繰越の補正は、30年度予算が来年度に繰り越され、来年度の予算とは別枠で加算されるのか。
- 大路総企画課長
来年度予算に過年度分として繰り越して別枠として加算される。
- 小畑委員
19億円は繰り越しのため今年度予算から減るが、それ以外に増額したものがあり、結果として16億円のマイナスということか。

- 大路総務企画課長
そのとおりである。
- 上原委員
災害復旧費について、国の査定が終わってないため執行できていないということは、まだ復旧工事にかかっていないという事か。
- 大路総務企画課長
着手そのものが遅れている。
- 上原委員
国の査定が終わらないことには着手できないのか。
- 大路総務企画課長
国の査定が終わらないと補助金の確約が無いため着手ができない。応急復旧や、立入禁止等の処置はしているが、抜本的に法面を復元するなどの大きな工事が少し遅れている。
- 上原委員
応急措置はされているとのことだが、危険箇所は早く復旧した方がよい。
- 大路総務企画課長
緊急度、優先度を考えて着手していきたい。

イ 平成31年度小・中・義務教育学校教頭の人事異動について【非公開】

(3) 議決事項

- ア 第6号議案 京都府立学校における学校運営協議会の設置に関する規則の制定について
- イ 第7号議案 京都府立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

【立久井指導部理事の説明】（議決事項ア及びイー一括）

- 第6号議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項に規定する学校運営協議会の京都府立学校への設置について必要な事項を定めるため、教育委員会規則を制定しようとするものである。
- 学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールといい、コミュニティ・スクールを導入するためには、学校運営協議会を設置できる規則を作らなければならない。
- 規則の内容については、第1条で規則制定の趣旨を、第2条で学校運営協議会の設置の目的及び設置手続を、第3条から第5条で学校運営協議会の役割等を、第6条から第8条で学校運営協議会の組織を、第9条で学校運営協議会の会長及び副会長を、第10条、第11条で学校運営協議会の会議を、第12条で学校運営協議会の適正な運営の確保を、第13条で委員の解職等の要件を、最後に第14条で教育長への委任を規定しており、委員の報酬等については、設置要綱等で定めることとしている。
- 第7号議案は、「京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」の制定に伴い、京都府立学校に地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する学校運営協議会が府立学校に置かれることから、「京都府立学校の管理・運営に関する規則」の一部を改正しようとするものである。

- 学校評議員と学校運営協議会が併置することが想定されることから、同規則の組織編制について規定する第6章に新たに1条を設け、学校運営協議会について規定するものである。

【質疑応答】

- 安岡委員
委員は10人以内とのことだが、地域住民が10人になるなどの偏りがあった場合はどうするのか。
- 立久井指導部理事
学校で選択することになる。
全国的にも10人が多い。5人の市町村もあるが、そうなると、地域からの委員が1人だけになってしまう事があるので、ある程度の人数から委員を決めるために10人としている。
- 安岡委員
協議会で決を採る場合はどうするのか。
- 立久井指導部理事
第10条にあるように出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長が決する。

[原案どおり可決] (議決事項ア及びイ)

ウ 第8号議案 京都府立学校の管理運営に関する規則の一部改正について

【立久井指導部理事の説明】

- 1点目は学習指導要領の改訂により、「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に変更するものである。
- 2点目は「学校外における学習の単位認定」に「学校教育法施行規則第140条に規定する特別の教育課程による教育」を追加するものである。これにより、通級指導による単位も認められることになる。

[原案どおり可決]

エ 第9号議案 京都府公立学校退職教職員表彰の受賞者の決定について【非公開】

[原案どおり可決]

オ 第10号議案 平成31年度小・中・義務教育学校校長の人事異動について【非公開】

[原案どおり可決]

(4) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第1号)

報告事項イ及び議決事項エ及びオについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告